

水道事業に関する重点提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るとともに、地域社会における生活衛生を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道事業の移管後も、移管先省において円滑な事業運営が確保されるよう、十分な予算確保や専門的助言を含む必要な措置を講じること。
2. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、災害対策、応急復旧対策、耐震化やリダンダンシーを含めた安全の強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築、統廃合等により生じた廃止施設の解体撤去等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。
特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。
3. 水道事業の健全経営のため、起債に係る公的資金枠の確保や償還条件の緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。
また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。
4. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。
また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。
5. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。
特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。